

## 有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案） についてのパブリックコメント実施要領

(1) 意見を募集する計画素案

有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

(2) 公表書類

有田川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）、本要領

(3) 公募対象者

町内に住所を有する者、本計画に対し利害関係を有する者

(4) 計画素案の公表方法

◎有田川町役場 3庁舎1階ロビー

◎有田川町地域交流センターALEC、金屋図書館、しみず図書室

◎有田川町のホームページ (<https://www.town.aridagawa.lg.jp/>) へ掲載

(5) 意見の提出方法

ご意見には ①住所 ②氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

③電話番号を必ず明記の上、次のいずれかの方法により提出。

\* 電話による受付は行わない。

\* 様式については、別記様式を添付していますが、任意の様式でも可。

【書面による提出】有田川町役場 金屋庁舎やすらぎ福祉課 福祉班

【郵送の場合】〒643-0153

和歌山県有田郡有田川町大字中井原136番地2

有田川町役場 金屋庁舎やすらぎ福祉課福祉班 宛

【ファクシミリの場合】0737-32-3575

有田川町役場 やすらぎ福祉課 福祉班 宛

【電子メールの場合】[n.yasuragi@town.aridagawa.lg.jp](mailto:n.yasuragi@town.aridagawa.lg.jp)

(6) 募集期間／令和6年1月15日（月）～令和6年2月15日（木）

※必着 但し、書面による提出は土、日、祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分

(7) 受付できない意見

住所、氏名の記載のないものは受付できません。

(8) パブリックコメント手続実施についての周知

広報有田川2月号に掲載、有田川町のホームページに掲載

(9) 意見に対する結果の公表（但し、賛否の結論だけの意見に対しての回答は行わない。）

意見を提出された方に対しては、文書をもって回答

その他（4）の方法にて公表

(10) 問い合わせ先

有田川町 やすらぎ福祉課 福祉班 TEL 0737-22-4501